日立市産業立地促進奨励金交付要綱（商業・オフィス）

（趣旨)

第１条　この要綱は、本市における商業地域の活性化並びにまちのにぎわい及び魅力の創出につながる事業者の立地の促進に資する措置を講ずることにより、本市産業の活力の強化及び雇用機会の拡大を図るため、個人事業者又は法人に対し、予算の範囲内において、奨励金を交付することについて、日立市補助金等交付規則（昭和４５年規則第４２号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　店舗オフィス開設促進地域　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第８条第１項第１号に規定する商業地域及び近隣商業地域のうち、次の表に掲げる区分に応ずる地域をいう。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 地　　域 |
| 商業地域 | 神峰町１丁目、若葉町１丁目、平和町１丁目、鹿島町１丁目、弁天町１丁目、幸町１丁目、幸町２丁目、助川町１丁目、旭町１丁目、旭町２丁目、多賀町１丁目、多賀町２丁目、千石町１丁目、千石町２丁目、桜川町１丁目、大久保町１丁目、大みか町１丁目、大みか町２丁目、大みか町６丁目 |
| 近隣商業地域 | 小木津町１丁目、日高町１丁目、日高町２丁目、日高町５丁目、十王町友部東１丁目、十王町友部東２丁目、川尻町６丁目 |

 (2)　店舗　事業者がその事業の用に供する店舗その他の施設をいう。

 (3)　オフィス　事業者がその事業の用に供する本店、支店、営業所その他の施設をいう。

 (4)　サテライトオフィス　前号に規定するオフィスのうち、遠隔勤務を専用に行うための通信設備等が整備された施設をいう。

 (5)　開設　事業者が店舗又はオフィスを新たに所有し、又は借り入れ若しくは自己が所有し又は借り入れている店舗又はオフィスの床面積を増加させて事業を開始することをいう。ただし、市内で移転して事業を再開する場合は、当該移転して事業を再開する店舗又はオフィスが、本要綱に基づく店舗開設促進奨励金若しくはオフィス開設促進奨励金を受給していないとき又は当該移転する店舗又はオフィスにおける従業員数及び床面積が移転に伴い増加するときに限る。

 (6)　奨励金　店舗開設促進奨励金、オフィス開設促進奨励金及び雇用促進奨励金をいう。

(7)　交付基準日　事業開始日の翌年以降の同月同日をいう。

（交付対象者）

第３条　奨励金の交付を受けることができる事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　開設に伴い開始する事業が、次の表に掲げる区分に応ずる業種（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する風俗営業に該当するものを除く。）である者。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 業種 |
| 店舗 | 小売業、飲食業 |
| オフィス | 建設業、製造業、情報通信業、卸売業、小売業、金融業、保険業（貸金業等非預金信用機関を除く）、不動産業、物品賃貸業（駐車場業を除く。）、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（火葬・墓地管理業を除く。）、教育・学習支援業、医療・福祉・複合サービス事業（郵便局を除く。）、サービス業（宗教等を除く。） |

(2)　開設に伴い固定資産を新たに所有した場合にあっては、所有するために要した費用の額が１００万円以上である者。

(3)　オフィスを開設した場合にあっては、当該オフィスにおける従業員が３人以上である者。ただし、当該オフィスがサテライトオフィスである場合を除く。

(4)　納期限の到来した市税を完納している者。

（店舗開設促進奨励金の交付）

第４条　市長は、店舗オフィス開設促進地域において、店舗を開設した事業者に対し、店舗開設促進奨励金として、当該開設に伴い新たに所有した固定資産に対して賦課した固定資産税及び都市計画税の額に相当する額を、３年度分を限度に交付することができる。

（オフィス開設促進奨励金の交付）

第５条　市長は、店舗オフィス開設促進地域又は市内ＪＲ常磐線の各駅からおおむね半径１キロメートル以内の地域において、オフィスを開設した事業者であって、当該開設に伴い新たに固定資産を取得したものに対し、オフィス開設促進奨励金として、当該取得した固定資産に対して賦課した固定資産税及び都市計画税の額に相当する額を、３年度分を限度に交付することができる。

２　市長は、店舗オフィス開設促進地域又は市内ＪＲ常磐線の各駅からおおむね半径１キロメートル以内の地域において、オフィスを開設した事業者であって、当該開設に伴い新たに不動産を借り入れたものに対し、オフィス開設促進奨励金として、当該借り入れた不動産に係る賃料の２分の１の額に相当する額を、１年度分を限度に交付することができる。

３　市長は、前項の事業者が借り入れた不動産を当該事業の用に供するために要した経費の３分の１の額に相当する額を交付することができる。ただし、事業の用に供するために要する経費が移転することに伴い生じた場合は、当該新たに生じた経費の３分の１の額に相当する額から既に交付した経費の３分の１の額に相当する額を差し引いた額を交付するものとする。

第６条　市長は、日立市内においてサテライトオフィスを開設した事業者であって、当該開設に伴い新たに不動産を借り入れたものに対し、オフィス開設促進奨励金として、当該借り入れた不動産に係る賃料の２分の１の額に相当する額を、１年度分を限度に交付することができる。

２　市長は、前項の事業者が借り入れた不動産を当該事業の用に供するために要した経費の２分の１の額に相当する額を交付することができる。

３　前条で規定する奨励金及び前２項に規定する奨励金は、奨励金の交付を受けようとする事業者及び借り入れた不動産が同一である場合には、重複して交付することはできない。

（雇用促進奨励金の交付）

第７条　市長は、第４条及び第５条に定める奨励金の交付の対象となる事業者に対し、雇用促進奨励金として、開設した店舗又はオフィスにおいて１年以上継続して従事している従業員が交付基準日において２人以上増加した場合、当該増加した者のうち次の各号のいずれにも該当するもの１人につき、３０万円を交付することができる。

(1)　新たに雇用した者又は本市の区域外の店舗又はオフィスからの配置換えにより配置した者

(2)　交付基準日において、１年以上本市に住所を有している者

(3)　過去当該事業者に正規雇用の従業員として雇用されたことがない者

２　市長は、雇用促進奨励金について、前項各号のいずれにも該当する従業員の配属された日における満年齢が４０歳未満であったものが当該店舗又はオフィスにおいて引き続き従事している場合においては、３年度分を限度に交付することができる。

（奨励金の限度額）

第８条　第４条に規定する店舗開設促進奨励金、第５条に規定するオフィス開設促進奨励金及び第７条に規定する雇用促進奨励金の各年度における合計額は、１事業者につき１，０００万円を限度とする。

第９条　第６条に規定するオフィス開設促進奨励金の各年度における合計額は、１事業者につき１００万円を限度とする。

（産業立地促進事業計画書の届出）

第１０条　奨励金の交付を受けようとする事業者は、事業開始日の前日までに、産業立地促進事業計画書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。

(1)　事業者が行っている事業の内容を記載した書類

(2)　定款又はこれに代わるもの及び法人にあっては登記事項証明書

(3)　その他市長が必要と認める書類

２　前項の産業立地促進事業計画書の届出については、１事業者につき各年度１回限りとする。

３　第１項の規定により産業立地促進事業計画書を届け出た事業者は、事業開始日後速やかに産業立地促進事業開始届（様式第２号）に、事業開始を証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

（交付の申請）

第１１条　前条第３項の規定により産業立地促進事業開始届を届け出た事業者が奨励金の交付を受けようとするときは、毎年度、日立市補助金等交付規則に定めるところにより、市長に申請を行わなければならない。

２　日立市補助金等交付規則第４条第２号及び第３号に定める収支予算書及び工事設計図書は、添付を要しないこととする。

３　第４条、第５条第１項、同条第２項、第６条第１項及び第７条に定める奨励金の交付に係る日立市補助金等交付規則第６条の２及び第６条の３に定める実績報告書の提出、額の確定については、手続きを省略することができる。

４　第５条第３項及び第６条第２項に定める奨励金について、交付を申請するときは、日立市補助金等交付規則第４条に定める補助金交付申請書に、事業完了前の場合は補助対象経費に係る見積書又は支払いをしたことが分かる書類の写しを、事業完了後の場合は補助対象経費を支出したことが分かる書類の写しを、それぞれ添付しなければならない。

５　前項の規定により事業完了後に奨励金の交付申請があったときは、第３項の規定を準用する。

６　第３項（第５項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、実績報告書の提出及び額の確定の手続きを省略したときは、補助金等交付請求書の提出を省略することができる。

７　前項の規定に基づき、補助金等交付請求書の提出を省略した場合における請求日は、補助金等交付確定通知書（補助金等確定通知を省略したときは、補助金等交付決定通知書）の日付とする。

（調査、報告等）

第１２条　市長は、必要があるときは、奨励金を交付した事業者に対し、事業活動等の状況について、報告若しくは書類の提出を求め、又は実地に調査を行うことができる。

（奨励金の返還）

第１３条　市長は、奨励金を交付した事業者が、次の各号のいずれかに該当したときは、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

 (1)　虚偽その他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。

 (2)　第３条に規定する要件を欠いたとき。

 (3)　開設した店舗又はオフィスを事業の用に供した日から５年以内に事業を著しく縮小し、休止し、又は廃止したとき。ただし、移転する場合にあっては、店舗オフィス開設促進地域内で、従業員数及び床面積を増加して移転するときを除く。

 (4)　重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったと認められるとき。

　　　附　則

この要綱は、令和３年４月１日から適用する。